平成３１年４月１１日

第２回廿日市市議会議案

（第１回臨時会）

廿　日　市　市

第２回廿日市市議会議案目次

報告第　４　号　専決処分につき承認を求めることについて　……１
報告第　５　号　専決処分につき承認を求めることについて　……７
報告第　６　号　専決処分につき承認を求めることについて　……１１
報告第　７　号　専決処分につき承認を求めることについて　……１５
報告第　８　号　専決処分事項の報告について　……１９
報告第　９　号　専決処分事項の報告について　……２１

報告第４号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成３１年４月１１日提出

廿日市市長　眞　野　勝　弘

１　専決処分の内容　廿日市市税条例の一部を改正する条例
２　専決処分年月日　平成３１年３月２９日

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和３１年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

附則第７条の３の２第１項中「平成４３年度」を「平成４５年度」に、「附則第５条の４の２第６項（同条第９項」を「附則第５条の４の２第５項（同条第７項」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「第１項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第２項とする。

附則第１０条の２第４項中「附則第１５条第３２項第１号イ」を「附則第１５条第３３項第１号イ」に改め、同条第５項中「附則第１５条第３２項第２号イ」を「附則第１５条第３３項第２号イ」に改め、同条第６項中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４４項」に改め、同条第７項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４５項」に改め、同条第８項中「附則第１５条第４６項」を「附則第１５条第４７項」に改める。

附則第１０条の３第１２項を同条第１３項とし、同条第１１項中「附則第１２条第１７項」を「附則第１２条第１９項」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１０項第５号中「附則第１２条第２９項」を「附則第１２条第３１項」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第９項を同条第１０項とし、同条第８項第５号中「附則第１２条第２９項」を「附則第１２条第３１項」に改め、同項を同条第９項とし、同条第７項第４号中「附則第１２条第２１項」を「附則第１２条第２３項」に改め、同項第６号中「附則第１２条第２２項」を「附則第１２条第２４項」に改め、同項を同条第８項とし、同条第６項中「附則第１２条第１７項」を「附則第１２条第１９項」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項の次に次の１項を加える。

６　法附則第１５条の８第４項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月３１日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第１２条第１６項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提

出しなければならない。

(1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)　家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3)　家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第１６条第１項中「法附則第３０条第１項」を「平成１８年３月３１日までに初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第３０条第１項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第６０条第１項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して１４年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成３１年度分」に改め、同条第２項から第４項までを削り、同条第５項中「附則第３０条第６項各号」を「附則第３０条第２項第１号及び第２号」に、「第２項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号ア	３，９００円	１，０００円
	６，９００円	１，８００円
	１０，８００円	２，７００円
	３，８００円	１，０００円
	５，０００円	１，３００円

附則第１６条第５項を同条第２項とし、同条第６項中「附則第３０条第７項各号」を「附則第３０条第３項第１号及び第２号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第３項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号ア	３，９００円	２，０００円
	６，９００円	３，５００円
	１０，８００円	５，４００円

	３，８００円	１，９００円
	５，０００円	２，５００円

附則第１６条第６項を同条第３項とし、同条第７項中「附則第３０条第８項各号」を「附則第３０条第４項第１号及び第２号」に、「第４項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第２号ア	３，９００円	３，０００円
	６，９００円	５，２００円
	１０，８００円	８，１００円
	３，８００円	２，９００円
	５，０００円	３，８００円

附則第１６条第７項を同条第４項とする。

附則第１６条の２第１項中「第７項」を「第４項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成３１年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成３０年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成３１年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成３０年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成３１年度分の軽自動車税について適用し、平成３０年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部が改正され、市民税、固定資産税等に係る改正規定が平成３１年４月１日から施行されたことなどに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第５号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成３１年４月１１日提出

廿日市市長　眞　野　勝　弘

１　専決処分の内容　廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例
２　専決処分年月日　平成３１年３月２９日

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和４２年条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則第２項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４４項」に改める。

附則第３項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第４５項」に改める。

附則第１４項中「第１７項、第１８項、第２０項から第２４項まで、第２６項」を「第１８項、第１９項、第２１項から第２５項まで」に、「第３１項、第３５項、第４２項、第４３項、第４４項若しくは第４７項」を「第２８項、第３２項、第３６項、第４３項から第４５項まで、第４８項若しくは第４９項」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の廿日市市都市計画税条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成３０年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成３１年４月１日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第６号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成３１年４月１１日提出

廿日市市長　眞　野　勝　弘

１　専決処分の内容　廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例
２　専決処分年月日　平成３１年３月２９日

廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

廿日市市介護保険条例（平成１２年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「平成３０年度から平成３２年度までの各年度」を「平成３１年度及び平成３２年度」に、「２万９，６９１円」を「２万４，７４２円」に改め、同条に次の２項を加える。

３　前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成３１年度及び平成３２年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「２万４，７４２円」とあるのは、「３万５，９５９円」と読み替えるものとする。

４　第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成３１年度及び平成３２年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「２万４，７４２円」とあるのは、「４万７，８３５円」と読み替えるものとする。

附　則

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

２　改正後の廿日市市介護保険条例の規定は、平成３１年度以降の年度分の保険料について適用し、平成３０年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険法施行令の一部が改正され、介護保険料に係る改正規定が平成３１年４月１日から施行されたことに伴い、廿日市市介護保険条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第７号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第３項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

平成３１年４月１１日提出

廿日市市長　眞　野　勝　弘

１　専決処分の内容　廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
２　専決処分年月日　平成３１年３月２９日

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「５８万円」を「６１万円」に改める。

第１９条中「５８万円」を「６１万円」に改め、同条第２号中「２７万５，０００円」を「２８万円」に改め、同条第３号中「５０万円」を「５１万円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

２　改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成３０年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成３１年４月１日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分したから、今回報告し、市議会の承認を求めるものである。

報告第８号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

平成３１年４月１１日

廿日市市長　眞　野　勝　弘

１　専決処分の内容　工事請負契約の変更について

平成３０年議案第８６号により議決を得た宮島簡易水道大元配水池整備工事の請負金額を次のように変更する。

「３　請負金額　２５９，０９２，０００円」を「３　請負金額　２７０，５８３，２００円」に改める。

２　専決処分年月日　平成３１年３月２５日

（参考事項）

平成３０年議案第８６号により議決を得た宮島簡易水道大元配水池整備工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

報告第９号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第２項の規定により報告する。

平成３１年４月１１日

廿日市市長　眞　野　勝　弘

１　専決処分の内容　損害賠償の額を定めることについて
　　損害賠償額　　１９，８００円

２　専決処分年月日　平成３１年３月２５日

（参考事項）

平成３１年２月７日市道佐方本線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。